

市内JR3駅に西側乗降口の設置を要望

6月27日(水)、市は市議会、筑紫野市コミュニティ連絡会とともに、福岡市博多区の九州旅客鉄道株式会社(JR九州)本社を訪問し、「JR二日市駅・JR天拝山駅・JR原田駅(JR3駅)西側に乗降口の設置を求める要望」を行いました。

これは、JR3駅西側に乗降口の設置を求める請願が筑紫野市議会に提出され、議会全員一致で採択されたこと、

また約2万4000筆の署名が寄せられたことによるものです。これを受けて市、議会、市民が一丸となって乗降口設置の早期実現を要望しました。

藤田市長からJR九州の古宮鉄道事業本部長に要望書を、また筑紫野市議会の横尾議長、筑紫野市コミュニティ連絡会の林田会長から署名簿を手渡しました。

要望では、JR3駅西側の乗降口設

置によって、観光の振興や大型商業施設へのアクセスが容易になるなど、地域に住む皆さんの生活が向上すること、

地域の産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たす重要なことであること、を強調しました。

NEWS PICK UP

「人権を守りたい」中学生がともに啓発

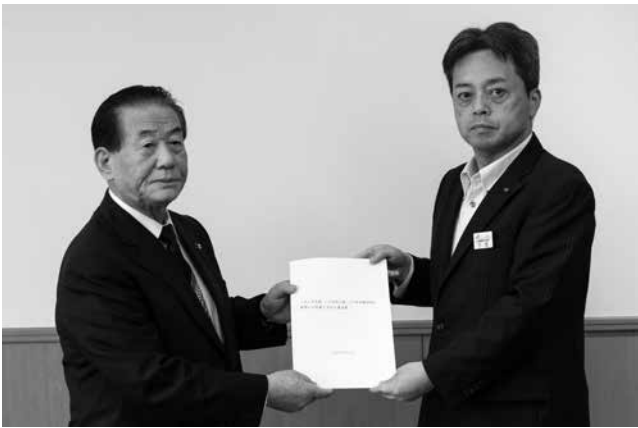
市では、部落差別やそれによって生じる同和問題の解決に向けた取り組みを進めるため、7月を同和問題啓発強調月間として設定し、筑紫地区が連携して、月初に市内の主要駅8カ所で物品を配布し、街頭啓発を行っています。

例年は、市、市議会などが連携して行っていますが、今年は、筑山中1年生の藤本実桜さんと曾根崎日菜さんの二人が7月2日(月)の街頭啓発に参加しました。

これは、昨年、藤本さんが筑紫小6年生のときに藤田市長あてに「学校で人権について学び、人権を大切にしたい世界にするために行動したいです」という手紙を送ってくれたことがきっかけとなり、実現したものです。

街頭啓発を行った藤本さんは、中には啓発物品を受け取ってくれない人もいたことから「配っている人の気持ち

がわかりました。今後は自分から思いに行きたいです」と話していました。また、曾根崎さんは、「ありがとう」「頑張ってるね」と言われ、意欲がわきました、と話していました。



▲古宮鉄道事業本部長(右)に要望書を手渡す藤田市長



▲市、市議会、コミュニティ連絡会の3者で要望活動を行いました



藤田市長と街頭啓発を行う藤本さん(左)と曾根崎さん(中央)

高額療養費の上限額が変わります

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。この平成30年8月から国民健康保険に加入している70歳以上の人と後期高齢者医療保険に加入している人の上限額が下表のとおり変わります。

■現役並み所得の負担区分に該当する人にも限度額適用認定証を交付します
 高額療養費制度の見直しに伴い、平成30年8月から負担割合3割の負担区分が現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つに細分化されます。

負担区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する被保険者の人は、新たに限度額適用認定証の交付を受けることができます。入院などで窓口負担額が高額になる場合、医療機関に提示することで自己負担を限度額で抑えることができます。交付については市窓口で申請手続が必要になります。

■高額療養費の申請について

【国民健康保険の被保険者】

高額療養費に該当する場合は、申請に必要なものを持参し、申請をしてください。

●申請に必要なもの

▽窓口に来る人の本人確認ができるもの（保険証、免許証、パスポートなど）

▽領収書

▽印鑑

▽世帯主の振込先がわかるもの

▽世帯主と療養を受けた人のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）

●申請書提出先・問い合わせ先

国保年金課 国保担当

【後期高齢者医療保険の被保険者】

後期高齢者医療保険の被保険者になってから、今までに高額療養費の申請をした人については、再度申請する必要はありません。

今までに高額療養費の申請をしたことがなく、高額療養費に該当した場合は、福岡県後期高齢者医療広域連合から「高額療養費の支給申請について（お知らせ）」が送付されます。同封して

いる申請書を提出してください。
 ●申請書提出先

国保年金課 医療年金担当

●問い合わせ先

▽国保年金課 医療年金担当

▽福岡県後期高齢者医療広域連合

☎(651)3111

平成30年7月まで

負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み (課税所得145万円以上の人)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当44,400円※2)
一般(※1) (課税所得145万円未満の人)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回該当44,400円※2)
住民税 非課税	8,000円	Ⅱ 住民税非課税世帯 24,600円
		Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) 15,000円



平成30年8月から

負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯ごと)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上の人)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当140,100円※2)	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上の人)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当93,000円※2)	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上の人)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当44,400円※2)	
一般(※1)	18,000円 (年間上限144,000円)(※3)	57,600円 (多数回44,400円(※2))
住民税 非課税	8,000円	Ⅱ 住民税非課税世帯 24,600円
		Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) 15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 平成29年8月診療分以降、毎年8月から翌年7月診療分の1年間が対象になります。